

2021年度 広島経済大学 ガバナンス・コード 適合状況について

章	審査項目	自己説明	
		自己説明	改善・補足項目
第1章 私立大学の 自主性・自律性 (特色ある運営) の尊重	1-1 建学の精神・理念 (1) 建学の精神 (2) 立学の方針 (3) 行動指針 1-2 教育と研究の目的(私立大学の使 命) (1) 建学の精神・理念に基づく教育目的 等 (2) 中期的な計画の策定と実現に必要な 取り組みについて (3) 私立大学の社会的責任等	建学の精神、立学の方針、行動指針が示され、それらに基づいて、教育・研究目的が設定され、全学 で適切に実施されている。 2019-2023の5カ年の中期計画が定められ、公開されている。 中期計画に盛り込むべき項目のアカラクの教育目標についても、具体的な内容が明記されており、着 実に点検評価が進んでいる。その中で、特に左記の1-2(2)に関して「教育改革の具体策と実 現見通し」、「経営・ガバナンス強化策」及び「設置校の教育環境整備計画」の3項目については、 記載がない。 この理由はガバナンス・コードの制定よりも前に、中期計画が制定されたからであり、具体的な教育 改革の具体策や、経営・ガバナンス強化策及び教育環境整備計画は実施している。	次期中期計画 「教育改革の具体策と実現見通し」 「経営・ガバナンス強化策」 「設置校の教育環境整備計画」 の3項目を記載する。
第2章 安定性・継 続性(学校法人運 営の基本)	2-1 理事会 (1) 理事会の役割 2-2 理事 (1) 理事の責務(役割・職務・監督責 任)の明確化 (2) 学内理事の役割 (3) 外部理事の役割 2-3 監事 (1) 監事の責務(役割・職務範囲)につ いて (2) 監事の選任 (3) 監事監査基準 (4) 監事業務を支援するための体制整備 2-4 評議員会 (1) 諮問機関としての役割 (2) 議事運営方法の改善 2-5 評議員 (1) 評議員の選任	・理事会の役割、機能については、寄附行為で定められていることに加え、別に定める「理事会規 則」において、審議事項、実効性のある開催について、明確に記載され、運用されている。 ・理事の職務についても、寄附行為第6条(役員)から第14条(理事長職務の代理等)に理事の選任、 役割などについて明記され、運用されている。 ・評議員の選任、役割、機能についても明確に記載され、運用されている。 また、諮問機関としての役割も明確に記載されている他、理事数に対しても適切な人数(22名以 内)である。 ・監事の選任、役割、機能についても寄附行為には明確に記載され、運用されている。また、監事監 査基準、監事業務の支援体制も構築され、監事会は設置されていないものの、監事監査の強化の観点 から「学校法人石田学園監事監査基準」において、監事間の情報の共有(第6条)や、理事長が監事支 援体制を整備すること(第8条)、監事への報告に関する体制についての検討(第9条)が既に明文化 されている。これらのことを踏まえて、監事監査の強化については適切に運用されている。	
第3章 教学ガバ ナンス(権限・役割 の明確化)につ いて明文化と運用	3-1 学長 (1) 学長の責務(役割・職務範囲) (2) 学長補佐体制(副学長・学部長の役 割) 3-2 教授会 (1) 教授会の役割(学長と教授会の関 係)	学長がリーダーとなり運営する「教学諮問会議」の設置により、学内における教育・研究の推進を 図っていること。副学長を置くことで、学長をサポートする体制を敷いている。また、教授会の役割 と学長の関係について、校務組織・分掌規程に明記され、適切に運用されている。	
第4章 公共性・信 頼性(ステークホ ルダーとの関係) 構築	4-1 学生に対して (1) 3つのポリシーの明確化と、教学マ ネジメントの実施 4-2 教職員等に対して (1) 教職協働 (2) ユニバーシティ・ディベロップメン ト:UD 4-3 社会に対して (1) 認証評価及び自己点検・評価 (2) 社会貢献・地域連携 4-4 危機管理及び法令遵守 (1) 危機管理のための体制整備 (2) 法令遵守のための体制整備	・3つのポリシーの制定を始め、ポリシー、教育目標を日々点検評価し、改善に資するための毎年の自 己点検評価の実施、アセスメントプランの制定と検証の実施を行っている。 また、卒業までの具体的な道筋を示すための方法として、カリキュラムマップ(科目ごとの人材育成 目標の設定)や履修系統図の作成、公表には取り組んでおり、さらに科目ナンバリングを導入するこ とで実効力を高めていく。 ・規程の整備を行い、研修会を実施するなど、適正に運用されている、また、ハラスメントを防止す るガイドラインを定め、公開している。 ・学内校務組織、委員会、各種業務において教職協働が十分に進んでいると判断できる。また、人材 育成目標を定め、年度計画の下、具体策が講じられており、教職員の人材育成が進んでいる。 ・毎年度の自己点検評価と報告書作成、大学ホームページへの教育・研究に係る情報(数字で見る広 経大)の公開を積極的に行い、社会との連携、社会への責任を果たしている。 また、環境問題にも取り組み、興動館を中心とした地域社会貢献活動、地元企業と提携しての地位課 題解決型授業の実践など幅広く活動していること、キャリアアッププログラムによる生涯学習の場の 提供など、地域社会への貢献も進んでいる。 ・危機管理委員会のものと、防止、対応策を講じていることから、体制づくり他、マニュアルの作 成、防止策の策定、計画を実施している。 また、コンプライアンス研修も毎年実施し、研究活動の不正防止に取り組んでいる。 -「事業継続計画」については策定されていないので、早急な対応が必要である。	事業継続計画については、次年度中に整備を行う。
第5章 透明性の確 保(情報公開)	5-1 情報公開の充実 (1) 法令上の情報公開 (2) 自主的な情報公開 (3) 情報公開の工夫等	・大学ホームページに全て掲載している。また、常に最新の情報になるよう情報更新を行っている。 ・大学ホームページに「数字で見る広経大」として入試、就職、各種アンケート情報など、法令上定 められた以外の情報を公開しているほか、自主的な情報公開についても積極的に取り組んでいる。ま た、常に最新の情報になるよう情報更新を行っていること、大学ポータルとの連携など、情報公 開の工夫を行っている。	さらに積極的な情報公開と工夫を検討していく。